

令和2年4月20日
県民生活・環境部環境対策課
福祉保健部生活衛生課

五泉市南本町地内におけるテトラクロロエチレン等による土壤汚染について

五泉市南本町地内のテトラクロロエチレンの使用履歴がある事業場跡地で、土地の管理者が土壤汚染対策法に基づき実施した土壤汚染状況調査の結果、テトラクロロエチレン及びその分解生成物が土壤溶出量基準値を超えて検出され、また併せて場内で行われた地下水汚染調査の結果、環境基準値を超えて検出された旨、新発田地域振興局（環境センター）に報告がありました。

調査結果の概要及び県の対応は次のとおりです。

1 概要

- (1) 調査地点：五泉市南本町地内の事業場跡地
- (2) 試料採取日：令和2年3月16日～18日
- (3) 基準超過状況

○ 土壤溶出量（試料採取日：令和2年3月16日～18日）

有害物質の種類	土壤溶出量	基準値
テトラクロロエチレン	0.43～4.8 mg/L	0.01 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.19～3.0 mg/L	0.03 mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.046～3.3 mg/L	0.04 mg/L以下
クロロエチレン	0.0029～0.21 mg/L	0.002 mg/L以下

○ 地下水（試料採取日：令和2年3月16日）

有害物質の種類	地下水	基準値
テトラクロロエチレン	4.9 mg/L	0.01 mg/L以下
トリクロロエチレン	1.7 mg/L	0.03 mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	22 mg/L	0.04 mg/L以下
クロロエチレン	0.37 mg/L	0.002 mg/L以下

2 県の対応

- ・周辺に、水道水源がないことを確認しました。
- ・周辺の飲用井戸がある場合には、その所有者に対して、飲用指導の実施を五泉市へ要請しました。
- ・農業用井戸の有無については現在確認中です。
- ・周辺の井戸の設置状況を確認し、地下水調査などにより汚染の状況を確認します。

(参考)

○ テトラクロロエチレン

ドライクリーニング溶剤や繊維洗浄、金属加工での脱脂剤等に使用される。中枢神経系への障害、肝臓・腎臓への障害を及ぼすといわれており、発がん性のおそれがあるといわれている。

○ 分解生成物（トリクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、クロロエチレン等）

テトラクロロエチレン等が土壌・地下水中で微生物等により分解されて生成するもので、人の健康への影響を及ぼすおそれがあるもの。

本件についてのお問い合わせ先

【全般について】

環境対策課環境保全係 〔担当〕 秋山
（直通）025-280-5154（内線）2712

【水道、飲用井戸関係について】

生活衛生課営業・水道係 〔担当〕 秋山
（直通）025-280-5208（内線）2677